



日本共産党市議会議員

おぜき栄子の

無料法律相談会
毎月第1火曜日(おぜき栄子事務所)
TEL(72)7848 FAX(71)8392

にこっと通信

ホームページ <http://www.dl.dion.ne.jp/~smileiko>
Eメール smileiko@dl.dion.ne.jp

第77号

2014年 1月26日(日)

足利市田中町789
第3石川ビル3階
市議会議員
おぜき栄子

子どもの権利が保障され、市民の暮らし福祉が充実する足利市に



参議院でも過半数を得た自公与党は暴走に暴走を重ね、消費税の増税、社会保障の削減、年金の切り下げと庶民に負担をおしつける中で、大企業には数々の減税など優遇施策を講じています。年末には「何が秘密か、それが秘密」と特定秘密保護法案を成立させました。憲法違反のこの法律は撤廃させていきましょう。

東日本大震災・福島原発事故から3年近くも過ぎながら、避難生活をされている方が東北3県で28万人、福島県14万人にのぼり、原発事故はいまだに収束をしていません。被災者に思いを馳せ、一日も早く、原発事故の収束と復興できることを願っています。

こうしたなか、足利市はどうでしょうか。市民の所得は減り続け、最低の所得状況になっています。自治体は、国の悪政から市民の安全・健康・福祉を守る立場にたてるかどうか問われています。足利市は、未納者に過酷な取立てを行う国民健康保険、20億円の基金を使って大幅な国保税の引き下げ、窓口負担の軽減などを行うこと。また、国の「子ども・子育て支援新制度」による保育の後退を許さず、公的責任を果たすために「子どもの最善の利益」を基本にした事業計画をつくることです。子どもの権利が保障される足利市、市民の暮らし福祉充実のために1歩でも2歩でも前へ進める政治を実現できるように今年も精一杯頑張ります。

市議会議員 おぜき栄子

十二月議会報告

会期は、11月29日から
12月18日の19日間でした。
主な議案

- ①太陽光発電事業を特別会計にする条例
- ②保育所の統廃合と定員を増員するための条例
- ③国民健康保険税の改定に関する条例
- ④鹿島山下通りの両毛線こ道橋の変更契約

次の理由から、二つの議案に反対しました。

道理のない 議員給与引き下げ!

平成25年度足利市一般会計補正予算については、一般職員等1020名で、給与月額4%の9%、1億7600万円を削減するものです。(合わせて企業職員などは、122名の給与を3950万円余を削減します。)平成25年10月～26年3月までの6ヶ月間、合計で2億1550万円余削減することです。9月議会でも指摘したように国が交付税を2億1176万円余削減を示し、給与削減を強要しました。今回の国の給与削減強要は、労働基本権を回復しないままその代償措置である人事院勧告制度も無視しそれを上回る賃下げを議員立法で押し付けた二重の憲法違反から成立した法律で強行したものです。



この国の方針に従い、議員の給与を引き下げたことは、市民の奉仕者としての公務労働を否定することに成りかねません。さらに議員の志気が上がらないこと、外郭団体や民間企業の給与引き下げにつながるなど市民に与える影響も甚大です。結果として、市民の収入が減少し購買力を低下させ、地域経済をさらに不況に追い込むこととなります。国に対して、憲法を遵守し交付税の削減をやめるように働きかけ公務員として相応しい給与水準を保つような努力が今求められています。

国保税の引き下げと 限度額の引き上げがセット

足利市国民健康保険条例の改正については、1つは国保税の引き下げです。国保の税率を平等割(世帯割)3000円の引き下げで28800円(改正前31800円)、資産割の税率7%引き下げで、16.5%(改正前23.5%)となり、合計1億2800万円を引き下げます。対象者は、26300世帯が軽減されます。平成24年に続き国保税の引き下げには賛成です。

2つは、限度額の引き上げです。4万円を引き上げ、77万円(73万円)となり、影響を受ける世帯は、約550世帯(医療分552世帯、支援分637世帯、介護分368世帯)。引き上げ額2149万円ですが、当局の試算によると収納率は86.1%と見込み、1900万円の引き上げとし、初めから約250万円は、未収金とみなし、未納者(滞納者)が出ること前提としています。今でさえ滞納者が多くある中で、これ以上の未納者を増やすことは賛成できません。国保税の引き下げと限度額の引き上げをセットで行うことをいつまでも(国の方針)続けるのでしょうか。今回の国の方針に従わない場合でも制裁措置はないことが明らかになりました。また、未納者に対する過酷な取立てが行われています。給与・年金などの差し押さえが、735件総額5億4180万円余(全体約1100件)となっています。地方税法は「著しく窮迫させる恐れがある」場合、差し押さえなどの「滞納処分」を執行してはならないと規定されています。財政調整基金が19億8100万円もあります。もっと平等割の保険税の引き下げも可能です。限度額の引き上げは必要性ないと主張。以上の理由から、反対しましたが賛成多数で2つの議案が可決されました。

子どもの 屋内遊び場を設置



12月19日の全員協議会で、市民からの要望のあった子どものための屋内遊戯施設一設置について当局の説明がありました。単なる遊び場ではなく、子どもの運動機能の向上、子育て世代の交流の場を民間活力を生かして民設民営方式で設置することを左記の通り明らかにしました。

内容

- ①四百坪(1300㎡)以上
 - ②市内の空き店舗、倉庫大型集客施設等
 - ③対象年齢：乳幼児～12歳までの小学生
 - ④入場料：有料
 - ⑤設置運営：株式会社、社団法人、財団法人、医療法人、学校法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人(NPO法人)など
 - ⑥遊具・設置工事費：市が全額補助(限度額設定)
 - ⑦入場料の一部補助(限度額設定)
- 平成26年4月公募、同年12月オープン予定。市負担の概算は、約一億円。候補地の可能性は、アピタ、ハーベストプレイス、カンセキ跡地などとのこと。今後の公募の選定、有料となる運営方法など注視してゆきたいと思っています。

一般質問

特定秘密保護法 撤廃に!

安倍内閣は、12月6日夜国民の圧倒的多数の反対、慎重審議の声を踏みにじり、秘密保護法案の採決を強行しました。

秘密保護法案のおそろしさは、国民から見ても何が秘密かも秘密になり、自分が接した情報が「特定秘密」かどうかわからないまま処罰されることです。法案は「特定秘密」の範囲として、①防衛②外交③「特定有害活動」の防止④「テロリズム」の防止に関する情報を掲げています。重大なのは「秘密」を指定するのは、首相や外相、防衛省、警察庁長官らの勝手な判断で秘密の範囲をいくらでも広げることができ、秘密にしておく「指定期間」は最長60年。60年を超えても内閣の承認があれば更新可能。

公務員や民間業者らが情報漏えいをした場合、最高懲役10年以下と罰金1千万円以下。国権の最高機関である国会の調査権も制限。今でも、原発事故の情報やTPP交渉の内容など、国民生活に関わる重大な情報が隠されています。国民の安全を確保されるためには、情報を公開することが原則です。

おぜき: 秘密保護法案は、国民の知る権利、言論表現の自由を脅かすものとして、国民の各界各層から反対の声がまきおこっている。市長としての見解は、どうか。

市長: 多くの個人、団体等において賛成、反対の意見表明で成立と認識。今後、新設される情報保全監査室など一年以内に法律施行に向けた動きを注視したい。

おぜき: 全国市長会などと一緒に廃案のための働きかけを行う考えはないか。

市長: 様々な動きを注視したい。

おぜき: 「有事」の時に特定秘密の提供は、警察以外の都道府県や市区町村にありません。情報が得られないまま、住民避難などを行うことになるのではないかと。

市長: 安全弁、安全装置としての情報保全監査室の制度の動静を見極め状況を注視したい。



安心して子育て できる事業計画を



「子ども・子育て支援新制度」は、これまで児童福祉法の保育実施義務にもとづき、市町村が入所から保育の実施まで責任をもち、国と自治体が保育条件の確保、費用負担をおこなってきた公的保育制度を根本から変えようとするものです。

保護者と事業者の直接契約方式の採用、補助金も保護者への直接補助に変更、それにより企業参入を促進し、自治体の保育実施義務をなくし、公的責任を縮小しようという狙いです。

しかし、多くの父母、保育関係者の運動で、児童福祉法24条に「市町村は、…保育所において保育しなければならない」という文言を残すことができたが、市町村が直接責任を負わなければならない多様な保育事業が位置づけられました。自治体は、2015年4月実施に向け、事業計画をつくらなければなりません。これまで進めてきた足利市の保育環境を後退させない事業計画が求められます。

おぜき: この制度を実施するためにニーズ調査、事業計画をどのように進めるのか。

部長: 年内に「ニーズ調査（子育て支援、保育・教育に関する利用状況、希望状況）」を行い、調査結果をもとに基本方針、目標及び必要な施策事業の実施内容の計画（5年間）を策定。

おぜき: 児童福祉法は、市町村は保育所において保育しなければならないという市町村の責任を明確化している。保育ニーズは、認可保育所（園）で満たしていくことが基本ではないか。

部長: 同法の規定では、「保育に欠ける乳幼児、児童の保護者からの申し込みがあったときは、保育所において保育しなければならない」という規定は、保育需要の増大等により認可外保育施設でも保育できるとされ、保育ニーズへの対応が図られると考えている。

おぜき: 子どもの権利条約に定められている「子どもの最善の利益」のために事業計画を策定すべきではないか。

部長: 子ども・子育て支援の意義は、「子どもの最善の利益」を実現される社会を目指すとの考えが基本。この考え方を基本に策定。

再質問の中で、「ニーズ調査内容に「利用者負担が明記されていること、利用抑制に働かないこと、これまで果たしてきた公的保育、軽減された保育料の引き上げなどの後退をさせないこと」などを指摘しました。今後は新制度により設置された子ども・子育て会議の意見を踏まえて事業計画を策定していくことになり、市民の声をこの会議に反映させることが重要で、9月の条例化にむけて「子どもの最善の利益」のための計画となるように市民の声を上げて行きます。

安心してかかれる 医療をめざして

国民健康保険は、加入者全員が医療を受けることができるのが基本。故意による滞納者以外は、滞納者にも正規保険証を発行し、短期証、資格者証の発行を止めるべきではないかの問いに、

「滞納者は、納付相談により、個々に応じた短期証の交付、納付相談のない方は、資格証を交付する」とこれまでと同様の回答。

おぜき: 日光市は、昨年の4月から資格者証、短期証の取り扱いを変更。世帯のうち重度障がい者医療に加え、ひとり親医療、妊産婦医療の対象者には正規保険証を交付、資格者証の対象世帯のうち、国保税軽減世帯及び年金特別徴収世帯に短期証を交付している。足利市はどうか。

部長: 日光市の取り組みは、把握していない。

おぜき: 資格者証の方の所得状況（下欄）は低所得者が多く資格者証を交付されている。資格者証の実態調査を行うべきではないか。

部長: この所得状況は、収入ではない。例えば、年金収入の方は、65歳以上であれば、120万

資格者証の交付状況(1178世帯)

所得(万円)	世帯数	割合(%)
0~33	592	50.3
33~100	192	16.3
100~150	160	13.6
150~300	201	17.1
300超	33	2.8
計	1178	100

円の基本控除があり、総所得はゼロとなる。所得的に難しいということであれば、相談をして欲しい。

おぜき: 資格者証の方は、実質医療を受けられません。再質問で、資格者証の方の健康増進課から出すのは、健康増進課から出すのではなく、あくまでも納付相談。日光市のひとり親家庭、妊産婦医療は正規保険証、国保税軽減世帯、年金特別徴収世帯に短期証などを交付していることを学び、資格者証をなくす努力が求められます。

年初めに雷電山から両崖山へ登り真っ白な男体山を眺めました

